

和歌山県監査公表第1号

令和4年9月6日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月17日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 修繕費の支出において、請求書原本ではなくその写しを添付して支払を行い、また、当該請求書原本の所在が不明となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 支出事務における添付書類の確認及び審査の徹底を関係職員に周知するとともに、所要の研修を行った。

2 和歌山県工業用水道事業会計

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 電気設備精密点検業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

3 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認、担当者の貸出確認、担当者の返却確認及び管理者の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ETCカードに係る管理の徹底等について（平成21年7月7日付け出第129号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。